

令和元年十一月二十九日受領
答弁第八三三号

内閣衆質二〇〇第八三三号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する
質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねのような事実はない。

三について

お尋ねの「これまで日本とロシアとの間で行われてきた他の事業や交渉」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「ロシアに阿って」の趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、ロシア連邦との間で領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く取り組んでいく考えである。